

## クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業業務委託仕様書

### 1 趣旨・事業概要

クリエイターシティ・チガサキ形成戦略事業とは、茅ヶ崎市（以下「本市」という。）の強みである市内に点在する文化資源の力を未来に向かって再編成し、郷土愛と創造力にあふれた人材が育ち、集まるようにすることで、文化的ブランドイメージを確立し、都市としての価値を高めようとするものである。本事業では、市民をはじめ、本市に興味を持つ市外の人々が、本事業に共感して参画・応援する機運を高めて本市の目指す将来像の実現に向けて、調査研究や事業を実施するとともに、課題把握や効果検証等を行うことを目的とする。令和5年度事業では、主に旧南湖院第一病舎や茅ヶ崎市開高健記念館等の文化資源を対象とし、調査研究や次世代育成をテーマにした事業を実施するとともに、「ユネスコ創造都市ネットワーク文学部門」への加盟申請に向けた調査・研究を行う。

### 2 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 3 業務内容

本業務委託では、次の業務を行う。

- (1) 作家養成のための講座の実施・運営
- (2) 「茅ヶ崎ゆかりの人物館」で実施している市民研究グループによる調査研究の情報とりまとめ及び市民グループへの聴取・支援等
- (3) 「旧南湖院」の多面的な調査及び利活用の手法等の検討
- (4) 同戦略に係る寄付金・助成金獲得のための事業検討及び支援
- (5) 「クリエイターシティ・チガサキ」を推進するための施策の一つである「ユネスコ創造都市ネットワーク文学部門」への加盟申請に向けた調査・研究及び指針案の作成
- (6) その他、上記（1）から（5）の業務に付随する必要な業務
- (7) 報告書の作成

### 4 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、本市に随時報告するとともに、事業報告書を提出すること。
- (2) 報告書は本仕様書及び契約書及び本市担当者の指示に従って作成すること。

### 5 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として本市に帰属するものとする。

(2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

## 6 成果物

報告書：紙媒体 10部（簡易冊子で可）、電子媒体（PDF、電子メールにて提出）

## 7 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限 令和6年3月31日

(2) 納入場所

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市文化スポーツ部文化推進課

## 8 支払い

業務委託完了後、所定の手続きにて行う。

なお、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税及び地方消費税の税率が適用される。

## 9 その他

仕様書に記載のない事項については、本市及び受託者が協議の上、決定する。